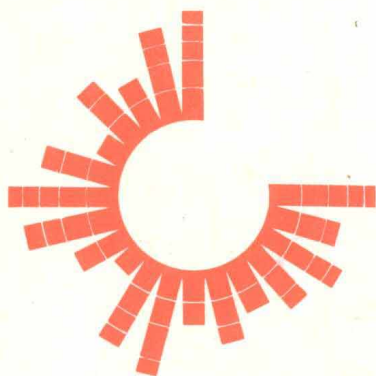


図説

日本の生命保険

大蔵省銀行局保険1課長 加茂文治編



財経詳報社

図 説

日本 の 生命 保 険

昭 和 55 年 版

加 茂 文 治 編

財 経 詳 報 社

図説 日本の生命保険 昭和55年版

定価 1,100円

昭和51年3月20日 初版発行 ©

昭和55年3月20日 改訂版発行

検	印
省	略

編者 加 茂 文 治

発行者 長 畑 寛 照

発行所 株式会社 財経詳報社

〒105 東京都港区東新橋 1-2-14

電話東京 (572) 0624 (代)

振替口座東京 7-26500番

落丁・乱丁本はお取替えいたします

(印刷・製本 大日本法令印刷)

1033—16020—2797

は し が き

生命保険は、人の生存と死亡にまつわる経済的な損失や必要を、相互扶助の仕組みによって保障する制度である。

わが国における生命保険の普及度はきわめて高く、昭和53年度末における生命保険会社の保有契約高は約 463 兆円、保有総資産は約 19 兆 6,300 億円に達している。また、簡易生命保険の保有契約高は 41 兆円を、農業協同組合の生命共済の保有契約高は 62 兆円をそれぞれ超えている。

このように、わが国の生命保険事業は、いまや世界有数の保険国としての実績を誇れるにいたっている。

これを世帯別にみても、昭和54年7月に生命保険文化センターが行なった調査によれば、民間の生命保険、簡易生命保険または農業協同組合の生命共済のうち少なくとも一つに加入している世帯は、調査に回答した約 4,200 世帯の90%に達している。このことから、なんらかの生命保険に加入していない世帯はまずないといってよい。

このように普及し身近かなものとして生命保険を利用しているにもかかわらず、一般の人々の生命保険に関する知識や理解は、かならずしも十分とはいえないのが実情である。

生命保険を火災保険や自動車保険のような損害保険と比較してみると、損害保険の方が理解し易いと感じる。生命保険は通常20年、30年のように長期の契約であり、そして一般に満期保険金があることが、その技術的内容を複雑にしている。損害保険の場合には、付保物件は時間の経過とともにその事故発生率が原則として変わらないのに対し、生命保険の場合には、被保険者の年齢は当然のことに毎年増加し、それに対応する死亡率も変化していることもことがらを複雑にしている。

また、生命保険契約の約款をみても、細かい字でむずかしい特殊な用語を使って被保険者群団の公平性をまもるための制限事項が盛り込まれているので、一読して理解することは必ずしも容易ではない。

さらに、生命保険の加入者を募集している外務員が十分な知識をもって、加入者に必要な情報を提供し、そのニーズに応じた生命保険をすすめるとは限らない面があることもいえない。

本書は、生命保険に関する専門的知識をもたない一般の人々を対象として、昭和46年に元木文男保険第一課長のもとに課員の諸君が協力してまとめあげ、その後49年、51年、53年に改訂したものであるが、このたび、その後の情勢の変化等を考慮して、最近の統計等もおり込んで改訂を施したものである。

この本は、民間の生命保険とは何か、その仕組みはどうなっているか、などをできるだけ平易に解説することをねらいとしたものであり、これによって読者が少しでも生命保険の知識と理解を深め、種々の目的に応じた生命保険を上手に利用することができれば幸いである。

70年代にはいって、わが国の社会・経済情勢は大きく変化している。生命保険事業をめぐる経営環境も同じである。そして生命保険事業は、多様化する要望に即したよりよき保険を低廉なコストで提供し国民の信頼に応えることが強く期待されている。

生命保険事業の当面する諸問題について本書が十分にふれることができたかどうかは疑問であるが、生命保険についてさらに勉強しようとされる方々は、専門書等をひもとかれることをおすすめする。

昭和55年2月

大蔵省銀行局保険部保険第一課長

加 茂 文 治

目 次

はしがき

第1編 保険のあらまし

1 概説	2
2 保険の歴史	4
3 生命保険と社会保険	6
4 保険と共済	8
5 生命保険と損害保険	10
6 民保と簡保	12
7 税金と生命保険	14

第2編 日本の生命保険のあゆみ

1 概説	16
2 創成期の生命保険	18
3 明治末期から大正・昭和へかけての生命保険	20
4 終戦処理期の生命保険	22
5 戦後再建期の生命保険	24
6 高度成長下の生命保険	26
7 昭和40年代以降の生命保険	28

第3編 国民生活と生命保険

1 概説	30
2 国民所得と生命保険	32

3	生命保険加入状況	34
4	生命保険に対する考え方	36
5	生命保険の種類別契約高	38
6	世界的にみた日本の生命保険	40

第4編 生命保険商品（個人保険）

1	概説	42
2	商品の変遷	44
3	養老保険と定期保険	46
4	定期付養老保険と終身保険	48
5	こども保険と貯蓄保険	50
6	年金保険	52
7	財形保険	54
8	特約関係	56
9	物価上昇対応策	58
10	最近の新種保険とこれからの商品	60

第5編 生命保険商品（団体保険）

1	概説	62
2	団体定期保険（グループ保険）	64
3	団体信用生命保険・団体養老保険・団体終身 保険・心身障害者扶養者生命保険	66
4	企業年金保険・厚生年金基金保険	68

第6編 保険料のしくみ

1	概説	70
---	----	----

2	保険料の決め方（その1 予定死亡率と生命表）	72
3	保険料の決め方（その2 予定利率）	74
4	保険料の決め方（その3 現価計算と年金現価率）	76
5	自然保険料と平準保険料	78
6	純保険料	80
7	生命年金現価率	82
8	営業保険料	84

第7編 生命保険の計理

1	概説	86
2	責任準備金の意味	88
3	責任準備金の積立て方	90
4	解約返戻金	92
5	利源分析	94
6	契約者配当	96
7	契約者特別配当	98

第8編 生命保険の募集

1	概説	100
2	生命保険の募集組織	102
3	生命保険募集人	104
4	外務員の登録と試験	106
5	募集取締と契約者保護	108
6	継続率とターン・オーバー	110
7	外務員の給与	112
8	今後の外務員制度	114

第9編 生命保険の加入

1 概説（その1）	116
2 概説（その2）	118
3 医的診査扱契約と告知書扱契約（その1）	120
4 医的診査扱契約と告知書扱契約（その2）	122
5 告知義務制度	124
6 約款貸付	126
7 払済保険と延長保険	128

第10編 生命保険資金の運用

1 概説	130
2 金融機関における生命保険の資力	132
3 資産の運用構成	134
4 貸付金	136
5 公社債投資	138
6 株式投資・不動産	140
7 財政投融資と生命保険	142
8 新しい動き	144

第11編 生命保険会社

1 概説	146
2 内国会社と外国会社	148
3 株式会社と相互会社	150
4 生命保険協会	152
5 生命保険文化センター	154

6	世界の主要国の生命保険会社……………	156
7	生命保険会社の収支……………	158

第12編 生命保険の行政

1	概説……………	160
2	監督法規および行政事務（その1）……………	162
3	監督法規および行政事務（その2）……………	164
4	保険業法（その1）……………	166
5	保険業法（その2）……………	168
6	保険業法（その3）……………	170
7	その他の監督法（その1）……………	172
8	その他の監督法（その2）……………	174
9	保険審議会……………	176
10	資本の自由化と日本の生命保険……………	178
11	取引の自由化と日本の生命保険……………	180

資料	保険審議会答申（昭和54年6月14日）……………	182
----	--------------------------	-----

図 説

日本の生命保険

第1編 保険のあらまし

1 概説 われわれの生活は様々の偶然の事件によって種々の影響をうけるが、損害を蒙ったり収入の途を失ったりするなど、経済的な打撃をうけることが多い。このような打撃の緩和あるいは回復を図らないと、われわれの従前の生活を維持することが困難となる。われわれは誰でもこのような危険にさらされているのであり、これをそのまま放置しておいたのでは安定した生活を営むことはできない。もちろん偶然の事件の発生そのものを予防することができれば、このような危険を避けることができるわけであるが、完全な予防は不可能である。そこで、われわれの生活の安定を期するためには、偶然の事件の発生を前提とし、その結果生じる損害等をカバーするための経済的必要を充足する途を講じておくことが必要となる。この場合、私有財産制と自己責任制に立脚する経済体制下においては、各経済単位が自己の責任において行なうのが原則である。

この目的は、各経済単位がそれぞれ、偶然の事件が発生した場合に生じる経済的必要を充足するに足りるだけの資金の蓄積を行なうことによって達成されるが、この場合、経済的必要の金額が多額にのぼるときは、十分の蓄積を行なうためには、負担は大きくかなりの時間を要する。十分の蓄積が行なわれる以前に事件に見舞われたときは必要を十分に充足することはできず、また、十分の蓄積を行なったとしても、発生そのものあるいは発生の時期が不確実である事件に備えて多額の蓄積を常時保有しておくことは必ずしも得策ではない。したがって各経済単位が単独で備えるという手段は常に合理的とは限らないので、他の手段が求められることとなるが、その一つが保険である。

保険は、おおむね、「一定の偶然の事件によって生じる経済的必要を充足するために、多数の経済単位が集合し、合理的計算に基づいて、この目的達成のために必要な資金を分担拠出する経済的制度である。」と定義されている。保険は、同じ種類の事件に遭遇するおそれのある経済単位が多数あるという点に着目して、これらの多数の経済単位が共同で

事件の発生に備えるための手段である。このような多数の経済単位を一つの集団としてみれば、過去における統計等から、将来の一定期間内にこの集団についての偶然の事件の発生を予測することができ、これにより偶然の事件に伴う経済的必要の充足に要する金額も予測することができる。したがって、これに要する資金を集団の構成員が拠出することになれば、不幸にして偶然の事件に見舞われた構成員の経済的必要を充足することができる。この場合、事件発生の確率は1よりも小であるから、必要を充足するに要する資金を各経済単位が平均的に負担することになれば、各経済単位が単独で備える場合よりも負担は小さくてすむ。そして資金の拠出は多数の経済単位が行なうのであるから、必要充足のための十分な蓄積は容易に確実にしかも短期間で行なうことができる。そこで前述のような単独で蓄積を行なう場合の大きな負担や不合理から各経済単位は解放されるとともに、偶然の事件に見舞われたときにはそれによって生じる経済的必要の充足を確実にうけられることになる。ここに保険の利点があり、成立する理由がある。

したがって保険が成立するためには多数の経済単位が集合することが必要となるが、その目的は、偶然の事件の発生に伴う経済的必要の充足を確保するという経済的なものであって、それ以外のものではない。したがって各経済単位がこの集団に参加するということは経済的な取引にすぎないのであって、他の経済単位の救済等を目的とするものではない。そこで、集団に参加する経済単位が拠出する資金は保険料と呼ばれるが、この保険料は偶然の事件の発生によって生じる経済的必要の充足を行なうのに必要にして十分であると同時に、各経済単位が公平にすなわち事件発生の確率の大小に応じて公平に、負担することが必要となる。

このように保険の機能は、本来、少額の資金を拠出して偶然の事件発生の際の経済的充足の保障をうるという点にある。保険料はこの保障というサービスの対価であると考えられる。しかし、保険が他の機能を併わせ営むことは否定すべきことではなく、現存の保険種類でも他の機能をも有するものが多い。今後必要に応じて種々の機能を開発してゆくことが望ましいと考えられる。

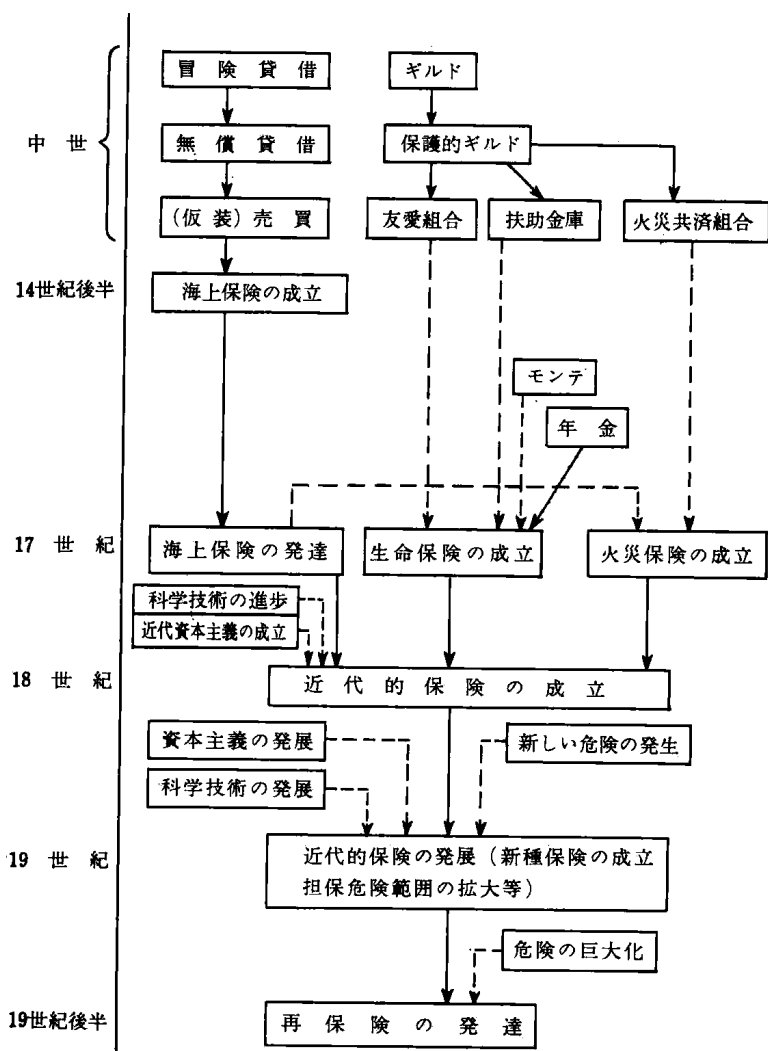
2 保険の歴史 最も歴史の古い保険は海上保険で、その起源は中世のイタリアで行なわれていた冒険貸借である。この取引は融資と危険の引受の両機能を持っていたが、その後危険引受だけの機能を持つ無償貸借に代わり、さらに売買の形式をとり実質的には損害の補填をなす取引が生じた。この売買は航海が無事終了したときには無効とするという条件付であったから買主は海難等により積荷や船舶に損害が生じた場合に限って損害の程度に応じて代金を支払うというものであった。その後、形式的にも損害填補を約する契約が行なわれるようになり、14世紀後半にはイタリアで海上保険が成立した。その後海上保険は海上貿易の中心地の移転に伴って各地に伝わり、17世紀の末に至ってロイズの保険として英国で発達した。

生命保険の起源は中世のギルドに求めることができるが、海上保険のようにこれから一元的に発展して生命保険が成立したものではなく、15世紀にイタリアで行なわれていたモンテという生存保険に類似した制度や16～17世紀に欧州で盛んに行なわれるようになっていた年金制度等が生命保険の成立の基盤をなした。ことに年金に関しては、17世紀後半以降死亡率や確率論等の研究を利用した計算技術が発達し、生命保険に技術的基礎を提供した。

火災保険も中世のギルドにその萌芽を求めることができるが、1666年のロンドン大火災の後当時盛んであった海上保険にならって建物の火災保険を個人営業で開始したのが最初である。

このように17世紀までには海上、生命、火災の三保険について原始的保険ともいべきものが成立していたが、合理的な計算基礎を持つ近代的保険が成立したのは、近代資本主義の成立、科学技術の進歩に伴って18世紀にはいってからである。保険は、自由な経済活動と自己責任制を前提とするものであり、資本主義社会はまさにこのような社会であり、また資本主義社会の発展には保険という制度が不可欠であったから、18世紀後半以降、資本主義や科学技術の発展に伴って保険も大いに発展して今日に至っている。

保険の歴史



3 生命保険と社会保険 現在わが国における生命保険には、民間の生命保険会社（21の内国会社と15の外国会社）により営まれているもののほか、国により営まれている簡易生命保険がある。生命保険は民保はもちろん国営保険である簡保も、加入は個人の自由意思に基づき、また保険金額も契約当事者の合意により決めることのできる任意保険である。また、保険料は死亡率、保険金額、契約期間等によって決定され、その全額を保険契約者が負担している。

これに対して、雇用保険や健康保険などの社会保険は、国や地方公共団体によって社会保障政策の一環として営まれているもので、その手段として保険という技術を利用したものである。このため、社会保険には、通常生命保険と異なって保険の原理が修正されている点が少なくない。

まず第一に、保障を必要とする国民をすべて被保険者とするのでなければ目的が達成されないので、対象となる国民すべてに法律上加入を義務づける強制保険である。第二に、保険金の額が定型化されており、被保険者の自由な選択にはまかされていない。どの程度の生活を保障するかは国あるいは地方公共団体等が政策的に決定すべきものだからである。第三に、被保険者の拠出する保険料は危険の大小に応じて定められるものではなく別の基準により政策的に決定され（たとえば収入を基準にしたり、一律であったりする）、また保険料で保険金の支払いのすべてを賄うのではなく、不足分は国庫等が負担しており、収支均衡の原則は守られていない。

わが国における社会保険

名 称	国の主たる役割	保 険 の 対 象	管轄官庁
厚生年金保険	保 険 者	労働者の老齢、廃疾、死亡または脱退	厚 生 省
船 員 保 険	保 険 者	船員の疾病、負傷、出産、失業、老齢、廃疾、死亡または脱退	厚 生 省
健 康 保 険	国または健康保険組合が保険者	一般被用者およびその被扶養者の業務外の事由による疾病、負傷、出産または死亡	厚 生 省
国民健康保険	市町村・特別区または国民健康保険組合が保険者	一般住民（他の同種の保険の被保険者を除く）の疾病、負傷、出産または死亡	厚 生 省
日雇労働者健康保険	保 険 者	日雇労働者およびその被扶養者の業務外の事由による疾病、負傷、出産または死亡	厚 生 省
労働者災害補償保険	保 険 者	労働者の業務上の事由等による負傷、疾病、廃疾または死亡	労 働 省
自動車損害賠償責任保険	再 保 険 者	自動車損害賠償責任保険（強制保険）の事業によって負う保険責任	大 蔵 省 運 輸 省
原子力損害賠償補償保険	再 保 険 者	原子力損害賠償責任保険ではうめることのできない原子力損害	科学技術庁
雇 用 保 険	保 険 者	労働者の失業	労 働 省